

大阪府環境審議会 環境活動促進部会運営要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）に設置する環境活動促進部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項等

部会は、環境保全に係る府民等の活動の促進施策（以下「活動促進施策」という。）並びに大阪府環境保全基金（以下「基金」という。）の運営及び活用事業等に関する次の事項について調査審議する。

- (1) 活動促進施策のあり方に関すること
- (2) 基金の運営の方針に関すること
- (3) 基金の活用事業の審査に関すること
- (4) 環境保全に係る表彰（おおさか環境賞）の選考、その他賞の運営に関すること

第3 組織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 2名程度
 - ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 3名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により、会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるとき、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその所掌事務を代理する。
- (4) 部会長が必要と認める場合は、部会に有識者及び関係者の出席を求めることができる。

第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 第2の(2)、(3)及び(4)に係る部会の決議については、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (5) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和8年6月23日から施行する。